

香港雇用調整助成金スキーム
“Employment Support Scheme (ESS)”

会計上・税務上の処理の仕方について
(2020年5月26日現在)

香港政府による**雇用調整助成金スキーム (ESS)**について、会計上・税務上の取り扱い方法についてお知らせいたします。

その1：会計上の取り扱い

- 1) 当助成金は性質上「政府からの助成金(Government Grant)」であるが、勘定科目としては、「雑収入 (Sundry Income)」、もしくは「その他収入 (Other Income)」として会計上認識してもよい。
- 2) 給与への補助目的であるが、決算書上では給与費用と相殺せずに、以下のように収入として個別で認識・計上することが望ましい。

例) : 給与 HKD20,000 に対し 助成金 HKD9,000 を受給した場合 :

その他収入 (Other income) : HKD9,000
給与 (Salary) : △ HKD20,000

※損益計算書上、相殺した金額 (HKD11,000) が給与費用として計上されるのではなく、上記の通り 収入と費用が個別で計上されることが望ましい。

- 3) 助成金対象期間の最初の月である6月に6~8月の3ヶ月分の助成金を受給した場合、6月の受給時点で「前受金(Advance receipt)」として計上し、その後、各月の収入として分割計上する。

例) : 月額給与総額 HKD150,000 に対して、3ヶ月分の助成金合計 HKD180,000 (HKD60,000×3ヶ月分) を6月に受給した場合;

① 6月において受給日で前受金 (HKD180,000) として全額計上:

借方 Dr.) 銀行預金(Bank) HKD180,000

貸方 Cr.) 前受金(Advance receipt) HKD180,000

② 6月分の収益として計上:

借方 Dr.) 前受金(Advance receipt) HKD60,000

貸方 Cr.) その他収入(Other income) HKD60,000

③ ならび、6月の給与を計上:

借方 Dr.) 給与(Salary) HKD150,000

貸方 Cr.) 銀行(Bank) HKD150,000

※②と③は上記の2)の通り、相殺せずに、個別で費用と収入を認識する。

その2：税務上の取り扱い

* 当助成金収入は課税対象外収入として取り扱われる。

* 従業員への影響：給与の原資が助成金であったとしても、全所得が課税対象となる。

例)：受取給与 HKD20,000 の内、雇用主から HKD11,000、助成金から HKD9,000 である場合 →HKD20,000 全額が個人の所得税対象となる

以上